

# 外来生物法とその取り組み

近畿地方環境事務所野生生物課

高橋 勝志

## 1 外来生物法の概要

平成 17 年 6 月 1 日に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(通称：外来生物法)」が環境省と農林水産省共管の法律として施行され、外来生物の飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどが原則禁止された。この法律は、外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するために制定し、当初は、37 種類の動植物が指定され、現在では、83 種類の動植物が特定外来生物として指定されている。うち外来魚は、チャネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス、ホワイトバス、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョの 13 種類である。

## 2 特定外来生物の飼養等の禁止及び水際における外来生物の輸入の防止

特定外来生物の飼養や運搬などを原則禁止することで、国内における外来生物の拡散を防ぐとともに、輸入を禁止することで国外からの特定外来生物の侵入を水際で防止に取り組んでいる。

## 3 防除の推進

既に国内に定着している特定外来生物の被害を防止・低減させるため、関係機関等と協力して防除を推進するとともに、計画的な防除のうち、特定外来生物の一時的な保管等や運搬などを伴う場合には、実施者からの申請により防除の確認・認定を行っている。

## 4 防除モデル事業

全国 6 地区で環境省による防除モデル事業を実施している。東北の伊豆沼・内沼、関東の羽田沼、中部の片野鴨池、犬山市の溜池、近畿の琵琶湖・内湖、九州の蘭牟田池が実施地域となっている。加えて、皇居外苑(皇居の濠)において、外来魚対策事業を実施している。

近畿地方環境事務所では、平成 17 年度に琵琶湖内湖である湖北野田沼等で予備調査を実施し、今年度から 3 力年の防除モデル事業として、防除及び調査を琵琶湖内湖である湖北野田沼や琵琶湖本湖において実施している。